

県南広域振興局長告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

令和8年3月23日

県南広域振興局長 菅原健司

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310600457	ニチイケアセンター北上西	北上市和賀町藤根16地割21 SUNハイツ藤光D棟101	令和8年3月31日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310600457	ニチイケアセンター北上西	北上市和賀町藤根16地割21 SUNハイツ藤光D棟101	令和8年3月31日